

申請日： 令和2 年 1 月 10 日

(宛先) 京都市長

記載例

施設等利用費申請書（請求書）

【幼稚園・預かり保育・認可外保育施設等】

子ども・子育て支援法施行規則第28条の19の規定に基づき、施設等利用費の支給について、下記のとおり申請します。

なお、当該支給に係る審査に当たっては、次の事項に同意します。

<同意事項>

- 1 申請者や同居親族の住基情報や課税状況等の確認のため、京都市が官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めること。
- 2 京都市が対象施設・事業所に対し施設等の利用状況や利用料の支払い状況等を確認すること。

記

1 施設等利用給付認定保護者（申請者）

※ 施設等利用給付認定(変更認定)通知書に記載されている保護者の方が申請してください。

フリガナ	キョウト タロウ	認定子どもとの続柄	父	生年月日	昭和59 年 3 月 16 日
氏名	京都 太郎		現住	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	
				認定番号は、「施設等利用給付認定(変更認定)通知書」を御確認ください。	51-2390

2 認定子ども（認定子どもごとに申請してください。）

フリガナ	キョウト ハナコ	認定番号	19●●●●●
氏名	京都 花子	生年月日	平成27 年 5 月 5 日

※ ここからの項目は、特定子ども・子育て支援提供証明書等の内容を月ごとに転記してください。

3 施設等利用費（幼稚園）の申請内容

園名	●●●●幼稚園	所在地	(京都市外の場合のみ記入)			幼稚園の申請額の月額上限は25,700円
利用年月	令和元 年 10 月	保育料①	入園料(月割)②	費用計①+②	申請額	
	令和元 年 11 月	24,000 円	2,000 円	26,000 円	25,700 円	
	令和元 年 12 月	24,000 円	2,000 円	26,000 円	25,700 円	

4 施設等利用費（預かり保育・認可外保育施設等※）の申請内容

※認可外保育施設等には、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子

利用年月	令和元 年 10 月
------	------------

預かり保育の申請額の月額上限は、「利用日数×450円」もしくは「11,300円（新3号は16,300円）の低い方

【預かり保育】

施設の名称	所在地 (京都市外の場合のみ記入)	利用日数	利用料	申請額小計③
●●●●幼稚園		10 日	5,000 円	4,500 円

【認可外保育施設等】

	施設・事業所の名称	所在地 (京都市外の場合のみ記入)	支援の内容	利用料・保育料
1				円
2				円
3				円

※ 一時預かり事業・病児保育事業の日額用の特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証（兼提供証明書）及び子育て援助活動支援事業に係る援助活動の報告については、施設・事業所ごとに合算した金額を記入してください。

計	円
申請額小計④	0 円
申請額計③+④	4,500 円

利用年月 **令和元** 年 **11** 月

預かり保育の利用料が、申請額の上限である
 利用日数5日×450円=2,250円を下回っている場合は、利用料がそのまま申請額となります。

【預かり保育】

施設の名称	所在地 (京都市外の場合のみ記入)	利用日数	利用料	申請額小計⑤
●●●●幼稚園	利用された施設・事業所が京都市外に所在する場合は、所在地を記入してください。	5 日	2,000 円	2,000 円

【認可外保育施設等】

施設・事業所の名称	所在地 (京都市外の場合のみ記入)	支援の内容	利用料・保育料
1 ▲▲▲園	■■市■■■1-1-1	認可外保育施設	3,000 円
2			円
3			円
計			3,000 円
申請額小計⑥			3,000 円
申請額計⑤+⑥			5,000 円

通われている幼稚園等が以下のいずれかの要件に当てはまる場合、預かり保育の月額上限11,300円（新3号は16,300円）から預かり保育の申請額を差引いた額を上限として、併用して利用する認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となります。認可外保育施設等の合算の可否は、通われている幼稚園等に御確認ください。
 ①教育時間を含む平日の預かり保育提供時間が8時間未満
 ②預かり保育実施日を含む年間開園日数が200日未満

利用年月 **令和元** 年 **12** 月

【預かり保育】

施設の名称	所在地 (京都市外の場合のみ記入)	利用日数	利用料	申請額小計⑦
●●●●幼稚園		10 日	5,000 円	4,500 円

【認可外保育施設等】

施設・事業所の名称	所在地 (京都市外の場合のみ記入)	支援の内容	利用料・保育料
1 ▲▲▲園	ファミリーサポートセンターを利用された場合の支援の内容は「子育て支援援助活動支援事業」になります。	認可外保育施設	5,000 円
2 △△△園		一時預かり事業	1,500 円
3 京都市ファミリーサポートセンター		子育て援助活動支援事業	700 円
計			7,200 円
申請額小計⑧			6,800 円
申請額計⑦+⑧			11,300 円

預かり保育と認可外保育施設等を合算して申請する場合の認可外保育施設等の申請額の上限は、預かり保育の月額上限11,300円（新3号は16,300円）から預かり保育の申請額を差引いた額になります。
 <記載例の場合>
 月額上限11,300円-預かり保育申請額4,500円
 =認可外保育施設等の申請額上限6,800円

(添付書類) ※申請をされる施設・事業の利用年月ごとの全ての原本の添付が必要

【幼稚園、預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業】

- ・ 特定子ども・子育て支援提供証明書
- ・ 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証

【子育て援助活動支援事業】

- ・ 援助活動の報告

申請書を提出する時には、利用された施設が発行した「提供証明書」と「領収証」等の原本の添付が必要です。

【施設等利用費の支給申請に関する問い合わせ先】
 京都市幼児教育・保育無償化事務集中室
 〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階
 電話：075-254-7216 【月～金（祝日除く）8時45分～17時30分】